

全国一斉情報伝達試験を実施します

11月12日(水)11時、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いた情報伝達試験が行われます。この試験は、全国一斉に行われ、防災行政無線から「これは、Ｊアラートのテストです」とのメッセージが3回放送されます。

また、あびらチャンネルのデータ放送やホームページも緊急画面に切り替わります。実施の災害などとお間違えないよう注意してください。

問合せ 総務課総務グループ ☎② 2511

安平町とともに 70 年の絆（復興と未来へのハーモニー） 演奏会開催のお知らせ

安平駐屯地創立70周年記念演奏会「安平町とともに70年の絆（復興と未来へのハーモニー）」を下記のとおり開催します。入場は無料ですので、皆様ぜひご来場ください。

日 時 11月15日(土) 13時～14時30分

場 所 追分公民館

演 奏 早来学園吹奏楽部、第7音楽隊（東千歳駐屯地）

入場料 無料

問合せ 安平駐屯地広報 外戸☎③ 2231（内線205）

家屋を取り壊したときは手続きを

町内にある住宅や倉庫などを取り壊したときは、年内に手続きを済ませましょう。

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。家屋が取り壊された場合「届け出」をもとに現地調査を行い、課税台帳から削除します。

「届け出」が翌年になった場合、1月1日時点での現地確認ができないため、その年も課税の対象となってしまいますのでご承知おきください。

①登記済の家屋を取り壊した場合

法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

②未登記の家屋を取り壊した場合

税務住民課税務グループに家屋滅失届を提出してください。

問合せ 札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144 ③ 7403

税務住民課税務グループ ☎② 2513



町公式 Instagram



個と、子と、こと。じっくり
コトコト煮込むように、あび
ら暮らしを楽しむメディア。

まちでの日常をお届けしてい
ます。

問合せ 総務課情報グループ ☎② 2511

ふるさと納税（9月実績）

安平町は、たくさんの方に
応援いただいています。

寄付件数 9,567件

金 額 147,078,100円